

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年7月25日

【会社名】 三共生興株式会社

【英訳名】 SANKYO SEIKO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川崎 賢 祥

【本店の所在の場所】 神戸市中央区江戸町101番地
(注) 上記は登記上の本店所在地であり、実際の本店業務は
「最寄りの連絡場所」で行っております。

【電話番号】 06 (6268) 5188

【事務連絡者氏名】 執行役員 下川 浩一
社長室ゼネラルマネージャー

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区安土町二丁目5番6号

【電話番号】 06 (6268) 5214

【事務連絡者氏名】 常務取締役 長澤 和之

【縦覧に供する場所】 三共生興株式会社 大阪本社
(大阪市中央区安土町二丁目5番6号)

三共生興株式会社 東京本社
(東京都中央区日本橋富沢町11番12号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成25年7月24日開催の取締役会において、当社サンプチディビジョンで行う直営ブティックでの小売事業を会社分割により当社連結子会社である三共生興ファッションサービス株式会社（以下、三共生興ファッションサービス）に対し承継することを決議し、同社と吸収分割契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該吸収分割の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

| | |
|--------|------------------------|
| 商号 | 三共生興ファッションサービス株式会社 |
| 本店の所在地 | 大阪府中央区備後町二丁目6番8号 |
| 代表者の氏名 | 取締役社長 山田康二 |
| 資本金の額 | 360百万円 |
| 純資産の額 | 164百万円(平成25年3月31日現在) |
| 総資産の額 | 5,563百万円(平成25年3月31日現在) |
| 事業の内容 | ファッション製品の企画、生産及び販売 |

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

| 決算期 | 平成23年3月期 | 平成24年3月期 | 平成25年3月期 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| 売上高 | 12,978百万円 | 13,171百万円 | 11,053百万円 |
| 営業利益又は営業損失() | 71百万円 | 182百万円 | 784百万円 |
| 経常利益又は経常損失() | 71百万円 | 205百万円 | 774百万円 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 48百万円 | 162百万円 | 815百万円 |

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

| 大株主の名称 | 発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 |
|----------|------------------------|
| 三共生興株式会社 | 100% |

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

| | |
|------|---------------------------------|
| 資本関係 | 承継会社は当社100%出資の連結子会社であります。 |
| 人的関係 | 役員の兼任があります。 |
| 取引関係 | 当社ファッション製品の販売及び当社より建物を賃借しております。 |

(2) 当該吸収分割の目的

当社は、平成18年3月1日に株式会社ブティック サンプチを吸収合併し、基幹ブランドである「ダックス」「レオナル」の一元管理によるブランド事業の強化・発展を進めてまいりました。現在はビジネス環境変化に応じ、当社グループの経営戦略として、これまでなされていなかった百貨店卸・専門店卸・小売事業を三共生興ファッションサービスに一元化することにより、商品流動性を高め、さらなる高効率経営の推進を目指しております。

海外市場におきましては、本年4月1日に香港支店の現地法人化を実現し、アジアマーケットの深耕を図っておりますが、今回の会社分割は、日本市場におけるファッションブランド製品の卸・小売事業の統合により、直営店の運営を通じて蓄積したノウハウを共有し、相乗効果による販売効率の向上、営業力の強化を目的としております。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を分割会社とし、三共生興ファッションサービスを承継会社とする吸収分割であります。

吸収分割の日程

分割契約書承認取締役会 平成25年7月24日（水）

分割契約書締結日 平成25年7月24日（水）

分割予定日（効力発生日） 平成25年10月1日（火）

（注）本会社分割は、当社においては会社法第784条第3項に規定する簡易分割であること、三共生興ファッションサービスにおいては会社法第796条第1項に規定する略式分割であることから、それぞれ分割承認株主総会を開催せずに行います。

吸収分割に係る割当ての内容

三共生興ファッションサービスは当社100%出資の連結子会社であるため、本会社分割に際して株式の割当てその他对価の交付は行いません。

その他の吸収分割契約の内容

当社と三共生興ファッションサービスが平成25年7月24日に締結いたしました吸収分割契約の内容は次のとおりであります。

分割契約書（写）

三共生興株式会社（以下、「甲」という。）および三共生興ファッションサービス株式会社（以下、「乙」という。）は、甲のサンブチディビジョンで行う直営ブティックでの小売事業（以下、「本件事業」という。）の吸収分割に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は本件事業を分割し、乙は本件事業を承継する。

第2条（吸収分割に際して交付する金銭等）

甲は乙の発行済株式の全部を所有しているため、乙は、吸収分割に際し、株式その他の金銭等を交付しない。

第3条（増加すべき乙の資本金および準備金）

乙は、吸収分割により、資本金および準備金の額は増加しない。

第4条（承継する権利義務）

甲は、平成25年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とする別紙「承継権利義務明細表」に、効力発生日前日までの増減を加除した資産、負債および権利義務を、効力発生日において乙に承継させるものとする。

第5条（効力発生日）

吸収分割の効力発生日は、平成25年10月1日とする。ただし、手続の進行上必要がある場合は、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（簡易・略式分割）

甲は、会社法第784条第3項の規定に基づき、乙は、同第796条第1項の規定に基づき、それぞれ株主総会の承認を得ないで吸収分割を行う。

第7条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結の日から吸収分割の効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、それぞれの業務執行および財産の管理運営を行うものとし、その財産および権利義務に重要な影響を及ぼすような行為については、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。

第8条（分割条件の変更、分割契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、甲乙協議の上、分割条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

以 上

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙の代表取締役が記名押印の上、甲および乙各1通を保有するものとする。

平成25年7月24日

神戸市中央区江戸町101番地

(甲) 三共生興株式会社
代表取締役 川崎賢祥

大阪市中央区備後町二丁目6番8号

(乙) 三共生興ファッションサービス株式会社
代表取締役 山田康二

別紙「承継権利義務明細表」

承継権利義務明細表

吸収分割により、乙が甲から承継する権利義務の明細は、効力発生日において本件事業に属する次に掲げる権利義務とする。なお、債務の承継については、重畳的債務引受の方法によるものとする。

これらの権利義務のうち、資産および負債については、平成25年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除したうえで確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本件事業に属する売掛金、商品、その他一切の流動資産

(2) 固定資産

有形固定資産

本件事業に属する建物、建物付属設備、器具備品、その他一切の有形固定資産

無形固定資産

本件事業に属する一切の無形固定資産

投資その他の資産

本件事業に属するその他一切の投資その他の資産

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本件事業に属する買掛金、未払費用、預り金、その他一切の流動負債

(2) 固定負債

本件事業に属する一切の固定負債

3. 承継する雇用契約

乙は、甲から、効力発生日において、本件事業に従事する従業員との雇用契約を全て承継するものとし、以後、乙の従業員として雇用する。

4. 承継するその他の権利義務等

本件事業に属する業務受託契約、その他一切の契約における契約上の地位およびそれに付随する権利義務

以 上

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

| | |
|--------|--------------------|
| 商号 | 三共生興ファッションサービス株式会社 |
| 本店の所在地 | 大阪府中央区備後町二丁目6番8号 |
| 代表者の氏名 | 取締役社長 山田康二 |
| 資本金の額 | 360百万円 |
| 純資産の額 | 現時点では確定していません。 |
| 総資産の額 | 現時点では確定していません。 |
| 事業の内容 | ファッション製品の企画、生産及び販売 |

以 上